

幼児性犯罪者トレイサビリティ法

203X年1月、幼児性犯罪者トレイサビリティ法が国会において可決成立し、同年10月から施行の運びとなった。同法は、過去に幼児に対する性犯罪を行ったことがある者について、また今後、幼児に対する性犯罪を行う者について、ICTを利用してその所在位置を警察ならびに関連する諸機関がリアルタイムで捕捉するよう義務付けるものであり、これによって、再犯率が非常に高いといわれる幼児性犯罪を未然に防ぎ、国の将来を担う子供たちに健全な生活環境を保障し、合わせて深刻化しつつある少子化への対応の一助とすることを目的としている。

同法によれば、12歳以下の幼児に対する性犯罪を行った者は、社会復帰するに当たり、指定の病院においてRFID（縦横数mmの小さな無線チップで、そこにデータを記録し、それを電波や電磁波で受信機と交信することができる装置。電池も組み込まれており、これについては定期的なメンテナンスが必要）を体内に埋め込むための手術を受けなければならない。手術自体は簡単なもので、生命に対する危険性はきわめて低いと評価されている。体内に埋め込まれたRFID（implantable RFID）は、一意の識別コードを発信し、警察ならびに関連する諸機関は、道路や幼稚園・保育園・小学校といった建物に設置された受信機を通じてリアルタイムに誰がどこに所在しているのかを把握することができる。幼児を抱えている家庭でも、希望すれば、幼児性犯罪を過去に行った者が近所に存在しているという警告（性別・年齢・身体的特徴のみが明らかにされ、氏名などは明らかにされない）を、携帯電話やハンドヘルドRFID受信機を通じてリアルタイムに入手することができる。また、体内に埋め込まれたRFIDが機能しなくなった者ならびに何らかの手段でそれを除去した者については、その事実が確認され次第、同法に基づいて直ちに身柄拘束に向けての手続きが開始される。

なお、同法施行前に幼児性犯罪を行った者については、同法成立後直ちにRFIDの埋め込み手術を行うための手続きが実施され、施行時には約85%の者がRFID埋め込み手術を終了している。

（このケースはケースメソッドのためのフィクションです。現実のいかなる個人、団体とも関係ありません）

©2006 by Kiyoshi Murata

This case may be quoted or published without permission as long as it is not changed in any way and it carries the copyright notice.

ケースメソッドのための質問

1. この事例に関係するステイクホルダーをできるだけ書き出し、この法律が施行された場合の、それぞれのステイクホルダーに与える影響について考えなさい。

2. この事例における ICT (RFID) の利用が正当化可能か否かについて、
 - (1) 正当化できるという立場から、その根拠を考えなさい。
 - (2) 正当化できないという立場から、その根拠を考えなさい。

3. 質問 1, 2 に対する考察を基にして、この事例における ICT の利用が正当化可能か否かについて考えなさい。